

# 政令

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法の施行期日を定める政令を以て公布する。

御名御璽

令和二年九月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百七十六号

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法の施行期日を定める政令  
内閣は、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和二年法律第五十  
六号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。  
防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法の施行期日は、令和二年十月一  
日とする。

農林水産大臣 江藤 拓  
内閣総理大臣 安倍 晋三

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法施行令をここに公布する。

御名御璽

令和二年九月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百七十七号

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法施行令  
内閣は、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和二年法律第五十  
六号）第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。  
防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法第四条第一項の政令で定める要  
件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 当該農業用ため池の決壊により浸水が想定される区域（次号及び第三号において「浸水区域」と  
いう。）のうち当該農業用ため池からの水平距離が百メートル未満の区域に住宅等（住宅又は学校、  
病院その他の公共の用に供する施設をいい、当該浸水によりその居住者又は利用者の避難が困難と  
なるおそれがないものを除く。次号及び第三号において同じ。）が存すること。  
二 貯水する容量が千立方メートル以上であり、かつ、浸水区域のうち当該農業用ため池からの水平  
距離が五百メートル未満の区域に住宅等が存すること。  
三 貯水する容量が五千立方メートル以上であり、かつ、浸水区域に住宅等が存すること。  
四 前三号に掲げるもののほか、当該農業用ため池の周辺の区域の自然的条件、社会的条件その他の  
状況からみて、その決壊による水害その他の災害を防止する必要性が特に高いと認められるものと  
して農林水産省令で定める要件に該当するものであること。

この政令は、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法の施行の日（令和  
二年十月一日）から施行する。

農林水産大臣 江藤 拓  
内閣総理大臣 安倍 晋三

省令

○農林水産省令第六十一号

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法施行令（令和二年政令第二百七  
十七号）第四号の規定に基づき、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法  
施行規則を次のようく定める。

令和二年九月十六日

農林水産大臣 江藤 拓

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法施行規則

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法施行令第四号の農林水産省令で  
定める要件は、同令第一号から第三号までに掲げる要件に該当する農業用ため池に準ずるものである  
こと、当該農業用ため池の管理を行う者を確知することができないことその他の状況からみて、当該  
農業用ため池が決壊した場合にはその周辺の区域の住宅等の居住者又は利用者に被害を及ぼすおそれ  
が大きいと認められることとする。

この省令は、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和二年法律第  
五十六号）の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。